

# 第6期 甲良町

## 介護保険事業計画および

## 高齢者保健福祉計画

概要版



### 計画策定の趣旨

第6期介護保険事業計画は、“団塊の世代”が75歳以上を迎える平成37(2025)年に向けた中長期的な視点に立ち、第5期介護保険事業計画から導入された『地域包括ケア』の実現と在宅医療・介護連携をさらに進める最初の計画期間に位置づけられています。

本計画は、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、県の計画や方針を反映し、本町の総合的な高齢者保健福祉施策のさらなる推進を図る指針となります。

計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

基本  
目標

住み慣れた地域で安心して健康に暮らせる環境づくり

### 計画の重点施策

1

#### 地域包括ケアシステムの確立・充実

高齢者支援拠点となる地域包括支援センターの機能強化を中心に、地域ぐるみの支援体制、見守り体制づくり、連絡会議等の運営などに努めます。

2

#### 認知症・うつ予防の促進、認知症高齢者支援の充実

「うつリスク」のある高齢者が潜在的に多くみられることから、うつの早期発見・早期対策、認知症の予防対策、認知症高齢者や家族への福祉・医療連携による支援、住民への啓発活動、地域の高齢者を支える人材の確保・育成に努めます。

3

#### 保健活動を中心とした健康増進・介護予防対策の推進

高齢者の健康状態の維持・管理・向上につながるよう、生活習慣病の予防を中心とした健康増進・介護予防対策の推進に努めます。

4

#### 緊急時の高齢者支援体制の充実

災害発生時に速やかに高齢者を含む避難行動要支援者(自力での避難が困難な方)の生命の安全を確保するとともに、避難場所において生活や介護サービス確保の体制の充実に努めます。

# 新しいサービス・事業について

平成27年度から29年度にかけて、以下のとおり新しいサービス・事業を開始していきます。

## ●小規模多機能型居宅介護（平成28年度開始予定）

要支援・要介護の認定を受けた高齢者の在宅での生活を支援するために、甲良町民のみを対象とした「小規模多機能型居宅介護」を平成28年度から開始する予定です。

### 基本的な考え方

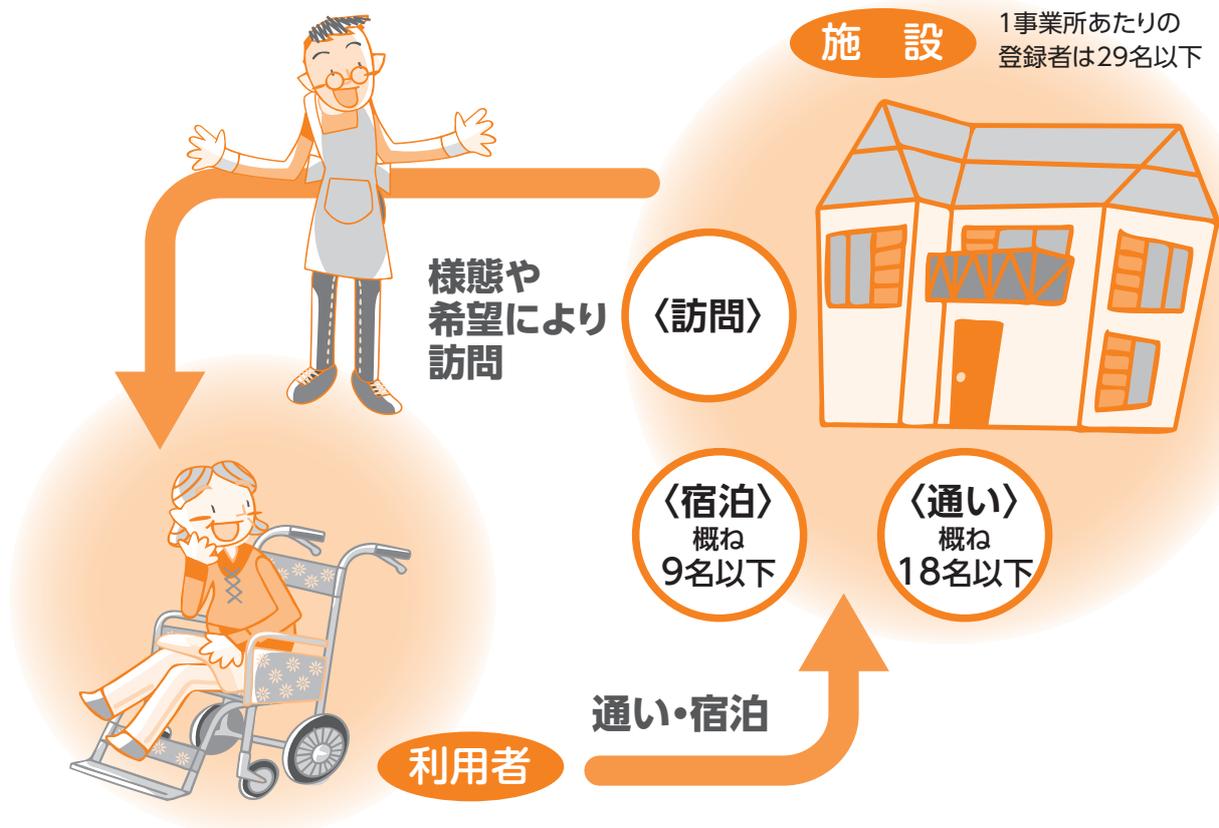
「通い」を中心として、要介護者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせることで、在宅での生活を継続する。

## 〈小規模多機能型居宅介護事業所〉

### 在宅生活の支援

地域に開かれた透明な運営  
サービス水準・職員の資質の確保  
管理者等の研修外部評価・情報開示  
地域の支え合い、助けあい等のケア資源や  
地域包括支援センターとの連携

- 1事業所の登録者は29名以下
- 「通い」の利用者は18名以下
- 「泊まり」は「通い」の利用者に限定
- 「泊まり」の利用は9名までを基本
- どのサービスを利用して、なじみの職員によるサービスが受けられる



## ●在宅医療・介護連携推進事業

病気を抱えても、住み慣れた自宅で療養し、これまでの生活を続けられるよう、地域の医療・介護の連携体制を作ります。湖東地域の医療機関や介護サービス事業所などの関係機関と調整し、平成30年4月までに体制を構築します。

## ● 認知症支援のための各種事業

今後、後期高齢者が増えるとともに、認知症高齢者が増えるを見込まれます。また、65歳に満たない若年層の認知症も増える見込まれます。

そこで、認知症対策を進めるために、新たに以下の事業を開始します。

### ◎ 認知症ケアパスの作成

「認知症ケアパス」とは、住民が認知症になった場合、またはその可能性があるときに、状態に合った適切な医療・介護・福祉サービスの流れを支援対応表として示したものです。

自分が「どこで」「どのような」サービスを受けることができるか、具体的な医療機関や介護事業所、ケアの内容などをあらかじめ本人や家族に提示します。

### ◎ 認知症地域支援推進員の配置

「認知症地域支援推進員」とは、認知症の人とその家族を支援するために、その中心的な役割を担う役職の人を指します。その役割は、認知症に関する啓発活動や相談しやすい環境や体制の整備などです。

必要な人材の確保・育成には町単独で取り組むことが難しいため、近隣の市町と共同で、取組を進めます。

### ◎ 認知症初期集中支援チームの設置

「認知症初期集中支援チーム」とは、認知症の早期発見・早期治療のために、医療・介護の複数の専門職が中心となって組織するものです。

近隣の市町と共同で、平成29年度末までにチームを設置し、医療・介護の複数の専門職が訪問し初期の支援を包括的・集中的に行い、地域で生活するためのサポートをします。

### ◎ 認知症高齢者を対象とした介護保険サービス基盤の整備

これまで、認知症高齢者を対象とした介護保険サービスとして「認知症対応型通所介護」(認知症デイサービス) や「認知症対応型共同生活介護」(グループホーム) といったサービスがありました。

今後は、平成28年度に小規模多機能居宅介護を開始するほか、平成29年度にはグループホーム施設を拡大し、これまでの定員9人から18人に増やす予定です。



# 日常生活を支えるサービスについて

甲良町では、すべての高齢者が安心して健康に暮らせるよう、高齢者やその家族を支えるための様々なサービスを提供しています。

## 介護状態への予防・日常生活を支援

### ●訪問生活援助サービス事業

在宅での自立生活の継続と、要介護状態や認知症となることを予防するため、家事などを援助します。

### ●外出支援事業

医療機関や介護予防事業への送迎を行います。

### ●訪問理美容サービス事業

理容院や美容院に出向くことが困難な高齢者に対して、訪問理美容の出張代を助成します。

### ●食の自立支援事業

栄養管理に関する個別指導や、調理が困難である高齢者に対する弁当の配達等を行います。

### ●生活管理指導短期宿泊事業

一時的に在宅での生活が困難になった高齢者に対して、短期間の宿泊により日常生活上の支援や体調管理を行います。

### ●地域住民グループ支援事業

生きがいづくりや健康づくりの場として、気軽に集まれるサロンの開催を支援します。また、住民ボランティアグループの自主的な活動を支援します。



## 介護をする家族への支援

### ●地域なじみの安心事業

家族介護者が急病などのため、緊急でやむを得ず介護ができなくなった場合に、指定通所介護事業所などで一時的に宿泊による介護を行います。

### ●家族介護支援事業（家族介護教室）

家族会や各自治会、老人会等の各種団体において、介護に関する知識・技術等を習得するための介護教室を開催します。

### ●在宅高齢者介護用品支給事業

高齢者が衛生的な在宅生活を送れるよう、おむつなどの購入代を助成します。

### ●家族介護者交流事業

在宅介護を継続できるよう、介護疲れの軽減、心身のリフレッシュや介護者同士の情報交換の場づくりなどのため、家族介護者の交流会等を企画します。



## 自宅で受けるサービス

### ●健康診査・がん検診・予防接種

高齢者の健康維持増進や感染症予防に努めます。

- 特定健診、後期高齢健診、胸部レントゲン検査
- 各種がん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳がん)
- 予防接種(肺炎球菌、インフルエンザ)を実施しています。

### ●保健指導

特定健診の受診者を対象に、生活習慣の改善と糖尿病予防に重点を置いた保健指導を行います。

### ●甲良町緊急通報システム

緊急時の連絡を円滑にし、高齢者やその家族の不安を解消するため、ひとり暮らしの高齢者などに対して、緊急通報装置を貸与しています。

### ●地域安心ネットワーク

高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、甲良町要介護者台帳等を活用し、地域住民やボランティアと連携しながら、災害時の高齢者への支援を行います。

# H29年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業に変わります

## (要支援1・2の人が利用できるサービスが一部変更になります)

これまで介護予防サービスで行われていた介護予防訪問介護は「訪問型サービス」、介護予防通所介護は「通所型サービス」とサービス名が変わり、町が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行します。「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象となるのは、要介護認定で要支援1・2、非該当と判定された人、要介護状態となるおそれの高い人ですが、65歳以上であれば希望すれば誰でも利用できる介護予防サービスもあります。

**65歳以上の人**  
自立した生活を送れる人

- 要介護認定で非該当、要支援1・2と判定された人
- 基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人

**介護予防・日常生活支援総合事業**  
一般介護予防事業を利用

介護予防に関する講演会や、ボランティア研修などに参加できます。65歳以上の人であれば誰でも利用できます。

**介護予防・生活支援サービス事業を利用**

### 訪問型サービス



- 身体介護や生活援助、保健師等による相談指導、移動支援など通所型サービス

### 通所型サービス



- レクリエーションや体操等の活動、自主的な通いの場など生活支援サービス

### 生活支援サービス



- 配食、見守り、自立した生活を続ける支援など

# 介護保険サービスについて

介護が必要であると認められる高齢者に対し、介護保険制度に基づいたサービスを提供しています。それぞれの状態や希望に合わせて、様々なサービスが受けられます。

	要介護者(要介護1~5)のための介護サービス	要支援者(要支援1・2)のための介護予防サービス
自宅で受けるサービス	<b>「訪問介護」</b> 炊事、掃除、洗濯など日常生活の手助けを行います。	<b>「介護予防訪問介護」(ホームヘルプサービス)</b>
	<b>「訪問入浴介護」</b> 入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。	<b>「介護予防訪問入浴介護」</b>
	<b>「訪問看護」</b> 看護師、保健師などが自宅を訪問し、療養上の支援を行います。	<b>「介護予防訪問看護」</b>
	<b>「訪問リハビリテーション」</b> 日常生活の自立を助けるための機能訓練を行います。	<b>「介護予防訪問リハビリテーション」</b>
	<b>「居宅療養管理指導」</b> 医師・薬剤師等が医学的な管理や指導を行います。	<b>「介護予防居宅療養管理指導」</b>
日常生活を助けるサービス	<b>「福祉用具貸与」</b> 車いすや歩行器、介護ベッドなど福祉用具をレンタルできます。	<b>「介護予防福祉用具貸与」</b>
	<b>「特定福祉用具販売」</b> 腰かけ便座や浴槽用手すりなどの購入費用(または一部)を支給します。	<b>「特定介護予防福祉用具販売」</b>
	<b>「住宅改修」</b> 小規模な住宅改修のための費用(上限20万円)を支給します。	<b>「住宅改修」</b>
	<b>「居宅介護支援」</b> サービスを適切に利用できるよう介護支援専門員や、地域包括支援センターがケアプランを作成します。	<b>「介護予防支援」</b>
	<b>「特定施設入居者生活介護」</b> 有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者に対して介護や日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話をを行います。	<b>「介護予防特定施設入居者生活介護」</b>
施設に通って受けるサービス	<b>「通所介護」</b> デイサービスセンター等で食事や入浴、日常生活動作訓練などを行います。	<b>「介護予防通所介護」(デイサービス)</b>
	<b>「通所リハビリテーション」</b> 医療施設や介護老人保健施設等でリハビリテーションを行います。	<b>「介護予防通所リハビリテーション」</b>
	<b>「短期入所生活介護」</b> 小規模な住宅改修のための費用(上限20万円)を支給します。	<b>「介護予防短期入所生活介護」(ショートステイ)」</b>
	<b>「短期入所療養介護」</b>	<b>「介護予防短期入所療養介護」</b>
	<b>「特定施設入居者生活介護」</b> 短期間、施設に宿泊。日常生活上の介護を受ける「生活介護」や医療上のケアを含む介護を受ける「療養介護」を行います。	<b>「介護予防特定施設入居者生活介護」</b>
施設に入って受けるサービス	<b>介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)</b> 施設の入所により、日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行います。	
	<b>介護老人保健施設</b> 施設の入所により、看護、医学的管理のもとで介護や機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話をを行います。	
	<b>介護療養型医療施設</b> 施設の入所により、長期にわたって、療養上の管理、看護、医学的管理のもとに、介護やその他の世話、機能訓練、必要な医療を提供します。	
認知症の人を支えるためのサービス	<b>「認知症対応型通所介護」</b> 介護が必要であると認められる認知症の高齢者に対し、通所により、日常生活上の支援や機能訓練を行います。	<b>「介護予防認知症対応型通所介護」</b>
	<b>「認知症対応型共同生活介護」</b> 介護が必要であると認められる認知症の高齢者に対し、少人数での共同生活の中で日常生活上の支援や機能訓練を行います。	<b>「介護予防認知症対応型共同生活介護」</b>

# 介護はみんなで支えあう制度です

介護保険制度は、40歳以上の人全員が加入し、高齢者が介護を必要とする状態になっても自立した生活ができるよう、支えていくための制度です。

## 加入する人（被保険者）

甲良町に住所を有する40歳以上の人全員が加入することになります。

### ● 第1号被保険者 (65歳以上の人)

原因を問わず、  
介護が必要であると  
認められた場合に  
サービスを利用できます。

### ● 第2号被保険者 (40歳～64歳の医療保険加入者)

介護保険の対象となる特定疾病により、  
介護が必要であると  
認められた場合に  
サービスを利用できます。

## 要介護認定・要支援認定に関する申請

介護サービスを利用するためには、「保健福祉課介護支援係」に申請書を出した後、「介護認定審査会」の審査により、要介護認定・要支援認定を受ける必要があります。

### 届出に必要なもの

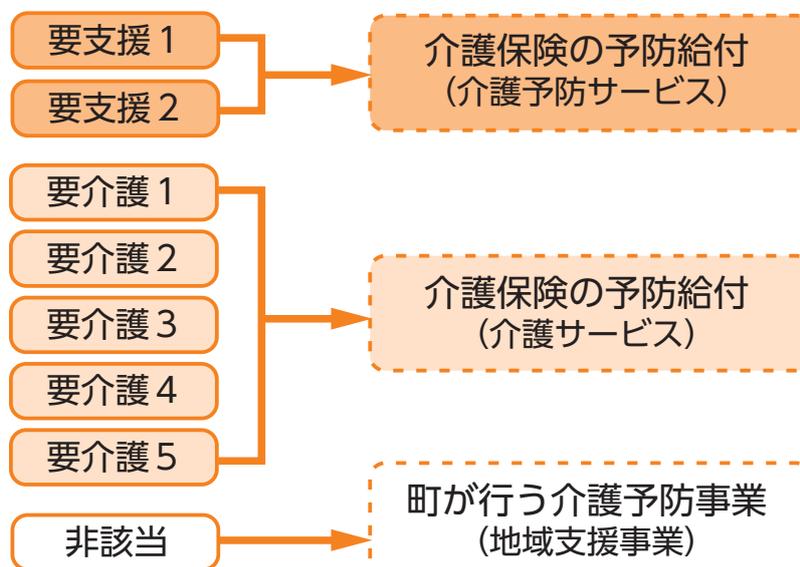
- 要介護要支援認定を新たに申請するとき
- 要介護認定の有効期間が満了するとき
- 要介護状態区分を変更したいとき

- 要介護要支援認定申請書
- 被保険者証  
(第2号被保険者の場合は、医療保険被保険者証も必要)

- 介護認定審査会で指定されたサービスを変更するとき

- 介護保険サービスの種類指定変更申請書
- 被保険者証  
(第2号被保険者の場合は、医療保険被保険者証も必要)

介護が必要な度合に応じてサービスを利用できます。



# 平成27年4月から介護保険料の額が変わりました。

介護保険料は、今後3年間にどれくらい高齢者が増えるか、介護サービスがどれくらい必要になるかなど、様々な要素を踏まえながら決定しています。

## 保険料に影響を与える主な要素

- 高齢化率が28%を超え、4人に1人以上が高齢者となります。
- 介護サービスを利用する人数や利用量が増えており、高齢者の約5人に1人が介護サービスを受けています。
- 居宅サービス、施設サービスの1人あたりの給付費は月159,115円と県下で最も高くなっています。(県平均は137,516円)
- 介護報酬が改定され、給付費が増加しています。

## 介護保険料のご紹介 (平成27年度～平成29年度) 新しい保険料の基準額 6,000円(月額)

区 分			計算方法	1か月当たり 保険料	
第1段階	本人が 町民税非課税	世帯非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.50	3,000円
第2段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.75	4,500円
第3段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額×0.75	4,500円
第4段階	本人が 町民税非課税	世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.90	5,400円
第5段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額×1.00	6,000円
第6段階	本人が 町民税課税		本人の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20	7,200円
第7段階			本人の合計所得金額が120万円以上190万円未満	基準額×1.30	7,800円
第8段階			本人の合計所得金額が190万円以上290万円未満	基準額×1.50	9,000円
第9段階			本人の合計所得金額が290万円以上400万円未満	基準額×1.70	10,200円
第10段階			本人の合計所得金額が400万円以上	基準額×1.90	11,400円

## 介護保険、保健福祉サービスなどに関するご相談窓口

内 容	担当窓口	所在地	電話・FAX
介護保険・高齢者・権利擁護・保険に関する相談	甲良町保健福祉課 地域包括支援センター	甲良町在士357-1 (甲良町保健福祉センター)	電話：0749-38-5151 0749-38-5161 FAX：0749-38-5150
認知症介護に関する相談	グループホームらくらく デイサービスセンターけやき	甲良町在士625 (デイサービスセンターけやき内)	電話：0749-38-8181 FAX：0749-38-8180

### 第6期 甲良町介護保険事業計画および高齢保健福祉計画 (概要版)

発行：甲良町

編集：甲良町保健福祉課 (甲良町保健福祉センター)

〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町大字在士357-1

電話：0749-38-5151 FAX：0749-38-5150